

整理番号	52
契約番号	6農振財契第867号
件名	森林循環に資する花粉発生源対策(落石対策)工事(その2)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
工事場所	東京都青梅市沢井地内
概要	詳細は別紙仕様書のとおり
工期	契約確定の日の翌日から100日間
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	東京都における令和5・6年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、「業種06：一般土木工事」で登録している者であること。
発注等級	C
受付等級	B、C、D
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和6年12月3日(火) 午後2時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
予定価格	¥54,100,200-(消費税及び地方消費税の額を含む。)
希望申出期間	令和6年10月29日(火)午前10時から令和6年11月6日(水)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(4)及び(5)もしくは(6)の書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) 東京都の「令和5・6年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和5・6年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事等)」の写し (4) 配置予定技術者との3か月以上の雇用関係を証明する書類の写し (雇用関係証明書、資格証の写し及び健康保険被保険者証) (5) 監理技術者を配置する場合、「監理技術者資格証」の写し及び監理技術者講習の有効期限が 確認できる資料(「監理技術者講習修了証」の写し等) (6) 主任技術者を配置する場合は、保有資格等の確認ができる書類
備考	(1) 最低制限価格は、令和5年1月16日公表分から適用の基準で算定し、予定価格の7.5/10から9.3/10 までの範囲で設定します。詳細は別添「調査基準価格及び最低制限価格の設定範囲の見直し について」のとおりです。 (2) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (3) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (4) 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴収し、それを踏まえた書面に より、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成 及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善 に努めてください。 (5) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (6) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の15日前までに行う予定です。 (7) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (8) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする 子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加する ことができません。 (9) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する 問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関 する問い合わ せ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 花粉対策室 住所 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎内 電話 0428-20-8134

特 記 仕 様 書

(工事件名：森林循環に資する花粉発生源対策（落石対策）工事（その２）)

第1章 総 則

第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕

（以下、「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、この工事に適用する。

第2条 この工事の施行に当たっての一般事項は「標準仕様書」によるものとする。

第3条 特記仕様書、標準仕様書の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」、「標準仕様書」の順によるものとする。

第4条 この工事の施工に当たっては、下記に示す図書を適用する。

- | | | |
|-----|--------|----------------------|
| (1) | 東京都 | 「東京都土木工事標準仕様書」 |
| (2) | 東京都建設局 | 「土木材料仕様書」 |
| (3) | 東京都建設局 | 「建設局材料検査実施基準」 |
| (4) | 東京都建設局 | 「土木工事施工管理基準」 |
| (5) | 東京都建設局 | 「工事記録写真撮影基準」 |
| (6) | 東京都建設局 | 「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」 |
| (7) | 東京都 | 「東京都建設リサイクルガイドライン」 |
| (8) | 東京都 | 「東京都環境物品等調達方針」 |
| (9) | 東京都 | 「東京都建設泥土リサイクル指針」 |

第5条 「標準仕様書」、適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

第6条 この工事における工事現場の適正な施工体制の確保等については、「標準仕様書」によるほか、「東京都工事施行適正化推進要綱」によるものとする。

なお、「東京都工事施行適正化推進要綱」は東京都財務局（建築工事と建物保全）のホームページから入手できる。

第7条 工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をするこ
と。

第8条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

1 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

(1) 対象機器の導入

受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第9⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト
（CRYPTREC 暗号リスト）」

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

(2) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）3（1）①で規定されている画像編集には該当しない。

2 電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）及び電子黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準〔国土交通省〕」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者は JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

第9条 工事請負契約書第17条から23条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（土木工事編）」（東京都）によるものとする。

なお、契約約款第 17 条に基づく条件変更について、年度末、工期末変更における関連資料の提出は、変更設計書の作成に時間を要するため、余裕をもって行うこと。

第10条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第11条 受注者は、この工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、誠意を持って速やかに対処すること。

また、発注者が負担すべき損害賠償費用については、受注者がその原因及び根拠等を整理した上で発注者に協議すること。

なお、この工事の完了後に発生した損害についても、受注者の損害賠償義務が発生することがあるので、上記に準じて対処すること。

第12条 個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。

第13条 特例監理技術者の配置

- 1 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の(1)～(9)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において 3 か月以上の雇用関係があることをいう。
 - (4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなすことができる。）
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、東京都内の工事でなければならない。
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 特例監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。

※「維持工事」とは通年維持工事等（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必

要な工事)をいう。

- 2 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- 3 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合は、以下の書類を提出すること。
 - (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（監理技術者資格者証の写し、一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写し、一級施工管理技士補の合格証明書の写しなど）
 - (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写しなど）
 - (3) 特例監理技術者が兼務する工事の履行場所、内容を示す書類（CORINSの写し）
 - (4) 「別記様式-3 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③」※
※（4）は工期途中に本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合に提出する。
- 4 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、「1. (6)～(8)」について施工計画書へ記載し、提出すること。
- 5 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。
- 6 監理技術者補佐は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けなければならない。

第14条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。

第15条 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、工事完了検査日とするが、検査員から補修の指示があった場合は、補修完了の確認の日とする。

第16条 新技術情報データベース（「東京都新技術情報データベース（NeTIDA）」や「国土交通省新技術情報システム（NETIS）」に記載されている新材料・新工法等については、監督員の承認により、当該工事に採用することができる。

第17条 この工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、東京都建設局長が定めた「過積載防止対策指針」によるものとする。

なお、「過積載防止対策指針」は東京都建設局のホームページから入手できる。

第18条 工事標識については、看板の枠及び杭に多摩産材が使用されているものを設置すること。この多摩産材は、刻印、シール、伝票等により産地が証明できるものとする。ただし、合板についてはこの限りではない。

第19条 環境物品等

1 受託者は本工事の施工に当たり、下記の環境物品を使用すること。

(1) 特定調達品目

ア 排出ガス対策型建設機械

イ 低騒音型建設機械

2 受注者は、本工事の施工に当たっては、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」の特別品目のリストと本工事で使用する資材、建設機械、工法、目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特定調達品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目が使用可能な場合には、事前に監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

3 この工事の施工に当たっては、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」の特定調達品目のリストと本工事で使用する資材、建設機械、工法、目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特定調達品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特定調達品目が使用可能な場合には、必要に応じて監督員の承諾を受けた上で、それを使用しなければならない。

4 受注者は、東京都都市整備局のホームページに掲載されている「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」の調達推進品目の定義に該当する調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

5 受注者は、本工事の施工に当たっては特別品目、特定調達品目及び調達推進品目について、品目ごとの「環境物品等使用予定(実績)チェックリスト」を作成(チェックリストは都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページからダウンロードなどして入手する。)し、施工計画書に添付の上監督員に提出し、確認を受けなければならない。

6 受注者は、本工事の施工に当たり、環境物品等の調達が完了した時は、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物

品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を監督員に提出しなければならない。

第20条 受注者は、工事着手に先立ち、現場用見開図面（A 3 版）を 2 部提出すること。

第21条 受注者は、工事のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

1 しゅん功図（A 1 版）：2 部

2 工事記録写真：1 部

3 電子データ化しゅん功図書：1 部

（CD-R 又は DVD-R：PDF 形式及び DWG 又は DXF 形式）

4 簡易製本した紙成果品：1 部

（検査時に作成する、工事の出来高に関する資料でよい。）

なお、しゅん功図に記載する数量は、実測寸法とし、フラットファイル等に綴じて提出すること。

第22条 受注者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。

第2章 建設副産物の処理等

第23条 この工事における建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、設計図書によるほか、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）」及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き」によるものとする。

なお、「建設リサイクル法書類作成等の手引き」は、都市整備局都市づくり政策部建設リサイクルのホームページからダウンロードなどして入手する。

第24条 この工事中において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引き（環境局 HP に最新版を記載）」に従って必要書類を作成し、関係部署に提出すること。

第25条 この工事で発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、自然還元すること。

第3章 工 事

第26条 落石防止工

1 落石予防工（固定（ロープ伏））

(1) 受注者は、使用材料の承諾申請書を提出し、あらかじめ監督員の承諾を得ること。

(2) 設計図書に基づき起工測量を行い、施工前に対象岩塊調査結果及び割付図を監督員に提出すること。割付図の作成にあたっては、アンカー設置箇所の表土厚を試掘等により測定し、表土厚に応じたアンカー長を割付図に記載すること。

なお、設計図書と現地に相違がある場合は、監督員と協議すること。

- (3) 固定（ロープ伏）の施工前に、斜面整理として架設に支障をきたす最低限の立木の伐採や下草の刈払いを行うこと。
- (4) 受注者は、固定（ロープ伏）の出来形管理基準については使用材料の製造会社が定める施工管理基準を採用し、その内容を施工計画書に記載すること。なお、アンカーの打込角度及び削孔長（根入長）については下表による。

測定項目	規格値	管理基準
アンカーの打込角度	斜面勾配に対して 90° を基本とし、上向き 15 度、下向き 40 度以内	施工本数の 5% (最小本数 3 本)
アンカー削孔長 (根入長)	(使用材料の製造会社が定める施工管理基準による)	

- (5) 受注者は、固定（ロープ伏）の品質管理基準については使用材料の製造会社が定める施工管理基準を採用し、その内容を施工計画書に記載すること。なお、アンカーの強度試験については下表による。

アンカー種別	試験項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法
岩部用アンカー	強度試験 (引抜試験)	センターホールジャッキにてアンカー軸方向に引張荷重を載荷しアンカーの抜けがないことを確認	施工本数の 5% (最小本数 3 本)	立会確認又は試験結果により判定する。
土砂部用アンカー	強度試験 (引張試験)	張力計、滑車、チルホールを用い、供試体アンカーに対して直角方向に引張荷重を載荷し変位量が基準値以下であることを確認	供試体 2 本	・本設アンカー施工前に実施する。 ・立会確認及び試験結果により判定する。

第27条 仮設工（任意仮設）

この工事の仮設については、受注者は現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部の構造等について十分検討を行い、下記条件等を満たすよう、受注者の責任において決定し施工するものとする。

なお、下記条件等に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ変更するものとする。

1 運搬設備工

- (1) 設計条件

運搬設備工にモノレールを用いる場合、路線選定及び架設・撤去は以下の基準等によること。

ア 林業用単軌条運搬機安全管理要綱（平成8年4月23日付8基発第261号労働省労働局長通達）

イ 路線選定に当たっては、荷積み場から荷降ろし場間を安全に運行できるルートとし、事前に監督員の確認を受けること。

(2) 留意事項

ア 工事完了後は、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧すること。

イ 架設にあたり、当財団管理地外の支障木伐採や仮設物設置等の作業が発生する場合、施工前に受注者の責により地権者の承諾を得ること。

ウ

2 作業構台工

(1) 設計条件

ア 使用資機材が安全に保管できる程度の耐荷重を確保すること。

(2) 留意事項

ア 工事完了後は、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧すること。

イ 二段手すりの機能を有する手すり及び幅木を設置すること。

第28条 安全管理等

- 1 受注者は、近隣住民等が現場内に立ち入らないように、工事看板及び注意看板を設置し事故防止に努めること。
- 2 通行の安全に支障を来す災害や事故が発生した場合は、速やかに対策を講じるとともに、監督員に報告してその指示に従うこと。
- 3 受注者は、墜落の恐れのある法面での作業等では、親綱を設置し墜落制止用器具を使用させること。
- 4 斜面を昇降する必要がある場合は、安全な昇降設備を設けること。なお、施工上当該措置が講じ難いときは、親綱を設置し安全带を使用させること。この場合、親綱の固定部は、緩みが生じないよう十分に安全性について確認すること。
- 5 法肩を通路とする際には、転落防止柵等を設けること。
- 6 作業員に対する措置として、事前に安全教育を実施し、墜落防護具等の無断取り外しを禁止させるよう監督指導すること。
- 7 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。また、未熟練者、高齢者の配置は避けること。
- 8 工事施工中に崩落等の事故が発生した場合、或いは発生のある恐れがあるときは、速やかに対策を講じるとともに、監督員に報告してその指示に従うこと。
- 9 工事しゅん功の際は、使用器具の撤収、浮石・倒木等の整理点検を入念に行うこと。

- 10 受注者は、建設局「事故防止大原則」を遵守し、工事事故の防止に努めること。なお、事故防止大原則は東京都建設局ホームページで閲覧できる。